

移住・就業支援事業における「関係人口の対象範囲」

1	静岡市	<p>次のいずれかに該当し、市内の企業等へ正規雇用で新規就業（新規就農を含む。）した者（(6)の場合にあっては、引き続き同一の企業等へ就業する者、及び(8)の場合にあっては、移住後から申請時まで3ヶ月以上の副業・兼業をしている者を含む。）又は婚姻後1年以内の者。</p> <p>(1) 市内の特定非営利活動法人の役員等として、移住前の直近5年間のうち2年以上在籍している者</p> <p>(2) 移住前に「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」が開催する講座を修了した者</p> <p>(3) 移住前に職員等による現地案内など地域との交流等を行い、本市の空き家情報バンクを活用して、住宅を購入又は賃貸借した者</p> <p>(4) 移住前の直近5年間に本市が主催する移住体験ツアー等に参加した者</p> <p>(5) 移住前の直近10年間に市内の大学等を卒業した者</p> <p>(6) 移住前の直近5年間のうち1年以上市内の企業等に通勤している者</p> <p>(7) ふるさと応援寄付金制度により移住前の直近5年間に2回以上本市に寄附した者。ただし、1年で複数回寄附した場合は1回とみなす。（NPO等指定寄附事業を通して寄附した場合は1回以上寄附した者。）</p> <p>(8) 移住前の直近5年間のうち3ヶ月以上市内の事業所において副業・兼業をしている者</p> <p>(9) 直近5年間に、静岡市青年等就農計画認定要領に基づき市の認定を受けた者。ただし、農業次世代人材投資資金の交付を受けた者は除く。</p>
2	浜松市	<p>転入前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を3回以上行った者で、以下のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）移住前に市の職員または移住コーディネーター等による現地案内や地域交流を受けた者で、かつ、浜松市内に就業した者</p> <p>（イ）移住前に市の中山間地域Welcome集落制度を利用して現地案内等を受けた者</p>
3	沼津市	<p>次のいずれかの要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の関係人口ウェブサイト「SHIZUOKA YELL STATION」を通して、本市を活動場所とするプロジェクトへの参加を申込み、本市への移住前に通算3回以上、参加したことがある者 ・ 本市に移住する直前5年間のうち、複数年にわたり、本市にふるさと納税をした者
4	熱海市	<p>転入時に39歳以下で、かつ、移住前に兼業・副業で熱海市内に主たる事業所を有する法人等に3か月以上在職する者で、移住後も当該法人等に勤務する者</p>
5	三島市	<p>移住前に3箇月以上副業または兼業で三島市内の法人等に在職する者で、移住後も当該法人等に引き続き勤務する者</p>
6	富士宮市	<p>本市に移住する直前の5年間のうち通算2回以上、ふるさと納税をした者</p>
7	伊東市	<p>以下の要件全てに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時に40歳未満である者 ・ 地域の団体と関わりを有し、移住直前の1年間で4回以上地域の活動に関わった者 ・ 市内に就職または起業した者

8	島田市	<p>Uターンによる移住者であり、県内事業所に正規で就職した者。 【Uターン者の条件】 以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島田市出身者、又は同一世帯内に市内出身者がいる者 ・ 島田市内に親族が居住している者 ・ 県内に居住し、市内の高校に通学していた者 ・ 県内に居住し、市内の企業に通勤していた者
9	富士市	<p>次の①～②の要件を全て満たす人</p> <p>①移住前に本市と関わりがある人のうち、次の1～5のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 親又は配偶者が、本市に1年以上継続して居住していること 2. 本人又は配偶者が、本市に1年以上居住していた経験があること 3. 市内の事業所で1年以上継続して勤務していること 4. 移住前5年以内に2回以上ふるさと納税をしていること 5. 市が定める関係人口創出事業に、移住前5年以内に2回以上参加したことを書面で証明できること <p>②移住後に県内で働く人のうち、次の1～5のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正規雇用 2. 起業・創業 3. 事業承継 4. 兼業・副業 5. 3ヵ月以上の雇用期間のあるパート・アルバイト等の非正規雇用（ただし、中学校3年生までの子供を扶養しているひとり親世帯に限る）
10	磐田市	<p>次のいずれかの条件に該当する者のうち県内企業に就職した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住前直近3年間に磐田市が市内で開催する企業見学会に参加したことがある者 ・ 移住前直近3年間に市内企業で就業体験をしたことがある者 ・ 過去に通算1年以上磐田市に住民登録があった者
11	焼津市	<p>1かつ2または3に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転入時に40歳未満の者又は転入時に中学生以下のこどもがいる者 2. 過去に通算5年以上焼津市に住民登録のあった者で、中部5市2町に就職または起業した者（移住要件の通学期間を除く） 3. 移住前の5年間のうち、3回以上焼津市へふるさと納税を実施した者。ただし、1年で複数回寄付した場合には1回とみなす
12	掛川市	<p>転入時に50歳未満であって、Uターンにより県内事業所に正規で就職した者。 （Uターン者の条件） 以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掛川市出身者、又は同一世帯内に市内出身者がいる者 ・ 掛川市内に親族が居住している者 ・ 県内に居住し、市内の高校に通学していた者 ・ 過去に連続して1年以上掛川市に在住していた者

13	藤枝市	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時に40歳未満の者 ・ 転入後も市内又は近隣市町に就業する者 ・ 移住前に商店街活性化などの地域経済活性化に資する活動や、地域の課題解決プロジェクトなどの地域づくり等に継続的に参加したことがある者
14	御殿場市	<p>移住前に御殿場市内で御殿場市農家民宿推進協議会が提供する農家民宿に宿泊し、農村体験プログラムへの参加経験を有する者。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家民宿プログラム（通年） そば打ち教室、米粉を使用したケーキ作り など ・ 農家民宿プログラム（季節） 新米を使った餅つき体験、筍掘り、水かけ菜収穫と漬物づくり など ・ オープンプログラム（通年） きこり体験、木工体験 など ・ オープンプログラム（季節） お茶作り体験、農業体験、ブルーベリー狩り など
15	袋井市	<p>転入時に下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住前に市内で兼業や副業を行った経験を有する者 ・ 移住前に市内で開催される祭りやイベントの運営に参画した経験を有する者 ・ 移住前に地域の人と地域づくりに取り組んだ経験を有する者
16	下田市	<p>転入時に55歳未満であって、移住前5年間で3年以上下田市にふるさと納税をしている者。</p>
17	裾野市	<p>移住前に市が推進する次世代型近未来都市構想「SDCC（Susono Digital Creative City）」構想との連携に係るSDCCコンソーシアムに参加した者</p>
18	湖西市	<p>転入時に50歳未満の者で、下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に連続して3年以上、湖西市に居住していた者 ・ 移住元の世帯において、同一世帯の者が過去に連続して3年以上、湖西市に居住していた者 ・ 3親等以内の親族が湖西市に居住している者 ・ 市内の高校に通学していた者 ・ 本市に移住する直前の5年間に2回以上、本市にふるさと納税を実施した者

20	伊豆市	<p>転入時に夫婦いずれかが満40歳以下の若者世帯であって、次のいずれかの要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住前に伊豆市のお試し住宅を利用した者 ・ 移住前3年間で1回以上、伊豆市にふるさと納税をしている者
20	御前崎市	<p>県内事業所に正規で就職した者であって、以下のいずれかの要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に連続して3年以上御前崎市に居住していた者 ・ 3親等以内の親族が御前崎市に居住している者 ・ 市内の高校に通学していた者 ・ 転入前に本人の申し出により御前崎市が実施する移住現地案内に1回以上参加した経験を有する者 ・ 転入前直近3年間のうち1回以上御前崎市へふるさと納税をした者
21	菊川市	<p>転入時に満40歳未満で、かつ県内事業所に就職した者であって、以下の条件のうちいずれかを満たしている者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本市に移住する直前の5年間のうち通算3回以上菊川市へふるさと納税をした者 2. 移住前に菊川市市民協働センターに登録されている市民活動団体（NPO法人等）の活動に参加した経験を有する者
22	伊豆の国市	<p>下記の①～④の要件を全て満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 単身：40歳未満の者（転入時） 世帯：40歳未満の夫婦または小学生以下の子どもを含む世帯（転入時） ② 移住前に伊豆の国市または県移住相談センターに対し、移住相談を行っていること ③ 申請時点で正規で就業または起業していること ④ 下記A～Cのいずれかにあてはまる者 <ol style="list-style-type: none"> A. 伊豆の国市にUターンした者（市内の中学校を卒業していること） B. 移住前3年以内に、市内に2回以上宿泊したことがある者 C. 移住前3年以内に、1回以上伊豆の国市にふるさと納税をしたことがある者
23	牧之原市	<p>転入時に満40歳未満の、県内事業所に就職または市内で起業した者であって、以下の条件のうち1～3のいずれかを満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転入前に市の個別市内案内（市内事業者、団体等への訪問、市民との交流を伴うもの）を受けた経験を有する者 2. 当市の歴史・文化に関する研究成果等、当市への強い関心、関係性を証明できる者 3. 転入前の直近3年間に牧之原市へ毎年ふるさと納税をしていた者
24	東伊豆町	<p>転入時に下記のいずれかに該当する50歳未満の者であって、町内事業所に正規で就職した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お試し移住体験施設を利用した者 ・ 直近5年間のうち3回以上ふるさと納税を行った者 ・ 直近5年間のうち3回以上町が指定するシェアオフィスを利用した者 ・ 東伊豆町立の小学校又は中学校を卒業した者

25	河津町	<p>転入時に50歳未満であって、下記のいずれかを満たしている者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住前に河津町にあるお試し移住体験施設を利用した者。 ・移住前の5年間のうち3回以上河津町へふるさと納税を行った者。
26	南伊豆町	<p>転入時に下記のいずれかに該当する50歳未満の者で、かつ申請時に県内で就職又は開業している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お試し移住、移住現地案内（個別案内）又は移住現地セミナー（ツアー）のいずれかを2回以上利用したことがある者 ・ふるさと寄附を移住前5年間で3回以上行っていた者
27	松崎町	<p>転入時に50歳未満であって、支援金申請日までに県内事業所に正規で就職もしくは町内で個人事業主となり次の要件のうち3つ以上の要件を満たす者。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①松崎町の棚田オーナー制度の経験を有する（移住前の直近5年間で2年以上） ②ふるさと納税制度の実績を有する（移住前の直近5年間で3回以上） ③松崎町が主催する移住イベント参加経験がある（移住前の直近3年間で2回以上） ④松崎町立松崎小・中学校を卒業している
28	西伊豆町	<p>転入時に50歳未満であって、移住後から支援金申請日までに連続して3月以上、起業又は被雇用者として就業しており、かつ、支援金申請日から5年以上、継続して就業する意思を有している者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)西伊豆町立中学校を卒業した者 (2)移住前にNPO法人国際ボランティア学生協会（IVUSA）所属経験を有する者
29	函南町	<p>転入時に世帯主または配偶者が40歳未満で以下の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住前に過去3年で1回以上函南町にふるさと納税をした者 ・移住前に町の移住相談窓口を利用した者 ・町内に主たる事業所を有する企業に就業し、移住後も引き続き勤務する者
30	清水町	<p>転入前に開催形式（合同、町単独）及び相談形式（対面、電話、メール、オンライン）を問わず、町担当者と移住相談を行い、かつ、転入前の直近3年間のうち1回以上本町にふるさと納税をした者であって、以下のいずれかを満たした者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県内事業所に正規で就職した者 2 町内で起業した者

31	長 泉 町	移住前に町や観光交流協会等が主催する地域活性化事業に1回以上参画（要証明）し、申請時に町内の中小企業に就職していること。
32	小 山 町	以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小山町出身者、又は同一世帯内に町内出身者がいる者 ・ 小山町内に親族が居住している者 ・ 町内の高校に通学していた者 ・ 移住前の直前の3年間に毎年1回以上ふるさと納税をした者 ・ 移住前に町内を訪れ、町の移住希望者を対象とした町内案内（対面での制度説明、物件紹介など）を1回以上受けた経験を有する者
33	吉 田 町	転入時に45歳未満であって、県内事業所に就職又は町内で起業した者で以下の条件のいずれかを満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 転入前に、町の個別現地案内を受けた経験を有する者 2. 転入前の直近3年間に1回以上、吉田町へふるさと納税を行った者
34	川 根 本 町	転入時に50歳未満の者（夫婦の場合はいずれかが50歳未満）であって、Uターンによる移住であり、県内に就職した者もしくは町内で事業継承又は個人事業主になった者。 【Uターン者の条件】 以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 川根本町出身者、又は同一世帯内に町内出身者がいる者 ・ 川根本町内に親族が居住している者 ・ 町内の高校に在籍していた者 ・ 町内の企業に勤務していたことのある者 ・ 1年以上、町内に居住していた者
35	森 町	以下の要件全てに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入時に40歳未満の者または40歳未満の夫婦 ・ 町内事業所に正規で就業していること ・ 移住前直近5年間のうちに、町の関係人口創出事業である都内で開催される町出身者やゆかりの方等との「森町ふるさと交流会」に参加したことがある者